（品川区）

**〇**[**品川区旅館業に関する条例**](http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/reiki/42490101002400000000/42490101002400000000/42490101002400000000.html)

平成24年３月26日  
条例第24号

第１条から第３条　＜省略＞

（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）

第４条　法第４条第２項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(１)から(７)　＜省略＞

(８)　浴室については、次の措置を講ずること。

ア　湯栓および水栓に清浄な湯水を十分に供給すること。

イ　浴槽水は、１日１回以上換水し、清掃すること。

ウ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満杯の状態とすること。

エ　温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

(ア)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行うこと。

(イ)　レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

オ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

(ア)　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

(エ)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ)　浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ　エおよびオに規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、これを３年間保存すること。

＜中略＞

２　営業者は、前項各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、営業の施設ごとに管理者を置かなければならない。この場合において、営業者は、自ら営業の施設（複数の営業の施設がある場合は、いずれかの営業の施設）の管理者となることができる。

＜中略＞

（ホテル営業の施設に係る構造設備の基準）

第７条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）第１条第１項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)から(６)　＜省略＞

(７)　浴室は、次の基準に適合するものであること。

アからウ　＜省略＞

エ　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の(ア)から(カ)までに定める基準に適合するものであること。

(ア)　ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。

(イ)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

(ウ)　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

(エ)　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。

(カ)　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。

＜以下省略＞

**〇**[**品川区旅館業に関する条例施行規則**](http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/reiki/35590210003800000000/35590210003800000000/35590210003800000000.html)

昭和55年５月31日  
規則第38号

第１条から第８条　＜以下省略＞

（貯湯槽を使用する場合に講ずべき措置）

第９条　条例第４条第１項第８号エ(ア)の規定による貯湯槽内部の清掃および消毒は、１年に１回以上行うものとする。

２　条例第４条第１項第８号エ(イ)の規則で定める温度は、摂氏60度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合に講ずべき措置）

第10条　条例第４条第１項第８号オ(ア)の規定によるろ過器の逆洗浄等および内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

２　条例第４条第１項第８号オ(イ)の規定による配管の内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

３　条例第４条第１項第８号オ(ウ)の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

４　条例第４条第１項第８号オ(オ)の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌に係る検査について１年に１回以上行い、浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞